

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

垂井町の人口は 2000 年をピークに減少しはじめ、今後も減少していくことが予想されている。生産年齢人口及び年少人口は一貫して減少傾向であり、高齢人口は数年間増加することが見込まれ、その後減少することが予測されている。また、進学や就職、結婚を機に町外へ転出する若者が増えており、若い年齢層が減少し、高齢層が増加する人口構成になりつつある。

垂井町の産業は、卸売業、小売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、産業を支えている。

これまで、若年者・中高年齢者雇用促進奨励金制度による雇用の促進を支援してきたが、町内の中小企業者は人手不足の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

(2) 目標

町内の中小企業の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築し、地域経済の活性化を図る。

このため、先端設備等導入計画の目標認定件数を 15 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

垂井町の産業は卸売業、小売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が垂井町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

垂井町の産業は、駅周辺、国道21号線沿線など広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

垂井町の産業は、サービス業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が垂井町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。

したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、生産能力の向上や事業基盤の構築による地域経済の活性化を目標としているため、町内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

導入促進指針及び本計画に適合することを確認するため、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。ただし、中小企業者に対する過度の負担とならないよう配慮する。

先端設備等導入計画の進捗状況を把握するため、調査を行うことがある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。